

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024年6月28日	
大阪府知事 殿	
提出者	
住 所 大阪府摂津市鳥飼西5丁目1番1号	
氏 名 株式会社 カネカ 大阪工場長 岩本 友典	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 072-650-2600	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 カネカ大阪工場
事業場の所在地	大阪府摂津市鳥飼西5丁目1番1号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	16. 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額：4,990,625万円
③従業員数	1009人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
	(管理体制図) 別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
①現状	【前年度（2023年度）実績】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有害）（C－5）	汚泥（有害）（C－7）	
	排 出 量	315.01 t	8.20 t	
	(これまでに実施した取組) ・工程で発生する集塵くずを選別し、異物の無いものをペレット化して有価物として売却した。			
②計画	【目標】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有害）（C－5）	汚泥（有害）（C－7）	
	排 出 量	326.65 t	8.50 t	
	(今後実施する予定の取組) ・上記の取り組みを拡大、継続させる。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・「廃棄物管理手続」に特別管理産業廃棄物の処分を規定し適切に運用している。 ・産業廃棄物と特別管理産業廃棄物を分けし、保管場所には看板を掲示している。 ・廃油廃溶剤廃試薬は、品名毎に細かく分類し中味を確認の上、適切に処理している。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の取り組みを拡大、継続させる。			

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（2023年度）実績】				
廃油（有害）（C－1 0）	強アルカリ（D－7）	強アルカリ（G－1 2）	引火性廃油（G－1 5）	引火性廃油（G－1 6）
4.33 t	3.68 t	48.40 t	2.37 t	5.56 t
【目標】				
廃油（有害）（C－1 0）	強アルカリ（D－7）	強アルカリ（G－1 2）	引火性廃油（G－1 5）	引火性廃油（G－1 6）
4.49 t	3.40 t	88.09 t	2.78 t	6.52 t

強アルカリ（G－28）	引火性廃油（H－8）	強アルカリ（H－10）	強酸（H－11）	廃油(有害)（H－12）
38.21 t	5.78 t	0.02 t	1.25 t	0.38 t

強アルカリ（G－28）	引火性廃油（H－8）	強アルカリ（H－10）	強酸（H－11）	廃油(有害)（H－12）
42.97 t	5.78 t	0.02 t	1.25 t	0.38 t

感染性廃棄物（H－13）	引火性廃油（K－13）	汚泥（有害）（K－14）	強アルカリ（K－15）	強酸（K－16）
0.45 t	38.31 t	0.00 t	0.25 t	0.34 t

感染性廃棄物（H－13）	引火性廃油（K－13）	汚泥（有害）（K－14）	強アルカリ（K－15）	強酸（K－16）
0.45 t	38.31 t	0.00 t	0.25 t	0.34 t

廃油（有害）（K－17）	引火性廃油(有害)（K－20）	廃酸（有害）（K－28）
0.20 t	2.49 t	0.00 t

廃油（有害）（K－17）	引火性廃油(有害)（K－20）	廃酸（有害）（K－28）
0.20 t	2.49 t	0.00 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有害）（C－5）	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	243.03 t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・ 工程で発生する集塵くずを選別し、異物の無いものをペレット化して有価物として売却した。		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有害）（C－5）	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	252.01 t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・ 上記の取り組みを拡大、継続させる。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（これまでに実施した取組） ・ 実施していない。		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	（今後実施する予定の取組） ・ 予定無し。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（2023年度）実績】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類			
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。			
②計画	【目標】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類			
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t		— t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
①現状	【前年度（2023年度）実績】			
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚泥（有害）（C－5）	汚泥（有害）（C－7）	
	全 処 理 委 託 量	71.98 t	8.20 t	
	優良認定処理業者 への処理委託量	71.98 t	8.20 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	71.98 t	8.20 t	
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t	
	(これまでに実施した取組) ・産廃情報ネットや本社・他事業所との情報共有を行い、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定、契約書締結する前に現地確認に行き、適正に処理されている事を確認している。 ・定期的に現地査察に行き適正に運用・処理されていることを確認している。 ・委託業者全てで電子マニフェストを運用している。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
－ t	－ t	－ t	－ t
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（2023年度）実績】			
廃油（有害）（C－10）	強アルカリ（D－7）	強アルカリ（G－12）	引火性廃油（G－15）
4.33 t	3.68 t	48.40 t	2.37 t
4.33 t	3.68 t	48.40 t	2.37 t
4.33 t	3.68 t	48.40 t	2.37 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

— t	— t	— t	— t

— t	— t	— t	— t

引火性廃油（G－16）	強アルカリ（G－28）	引火性廃油（H－8）	強アルカリ（H－10）
5.56 t	38.21 t	5.78 t	0.02 t
5.56 t	38.21 t	5.78 t	0.02 t
5.56 t	38.21 t	5.78 t	0.02 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

— t	— t	— t	— t

— t	— t	— t	— t

強酸（H－1 1）	廃油(有害)（H－1 2）	感染性廃棄物（H－1 3）	引火性廃油（K－1 3）
1.25 t	0.38 t	0.45 t	38.31 t
1.25 t	0.38 t	0.45 t	38.31 t
1.25 t	0.38 t	0.45 t	38.31 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

— t	— t	— t	— t

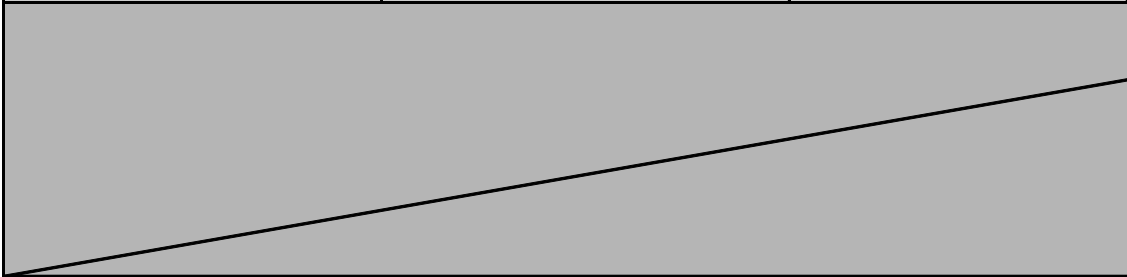
汚泥（有害）（K－１４）	強アルカリ（K－１５）	強酸（K－１６）	廃油（有害）（K－１７）
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

— t	— t
— t	— t
引火性廃油(有害) (K－20)	酸 (有害) (K－28)
2.49 t	0.00 t
2.49 t	0.00 t
2.49 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	汚 泥 （ 有 害 ） （ C － 5 ）	汚 泥 （ 有 害 ） （ C － 7 ）
	全 処 理 委 託 量	74.64 t	8.50 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	74.64 t	8.50 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	74.64 t	8.50 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 現状の取り組みを拡大、継続させる。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 量 排 出 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	232.19 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・ 特別管理産業廃棄物の排出については、全量電子マニフェストで対応している。 今後も、新たに契約書を締結する場合、電子マニフェスト対応可能かを確認した上 で契約書を締結する。		
※事務処理欄			

【目標】			
廃油（有害）（C－１０）	強アルカリ（D－７）	強アルカリ（G－１２）	引火性廃油（G－１５）
4.49 t	3.40 t	88.09 t	2.78 t
4.49 t	3.40 t	88.09 t	2.78 t
4.49 t	3.40 t	88.09 t	2.78 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

引火性廃油（G－１６）	強アルカリ（G－２８）	引火性廃油（H－８）	強アルカリ（H－１０）	強酸（H－１１）
6.52 t	42.97 t	5.78 t	0.02 t	1.25 t
6.52 t	42.97 t	5.78 t	0.02 t	1.25 t
6.52 t	42.97 t	5.78 t	0.02 t	1.25 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

廃油(有害) (H－1 2)	感染性廃棄物 (H－1 3)	引火性廃油 (K－1 3)
0.38 t	0.45 t	38.31 t
0.38 t	0.45 t	38.31 t
0.38 t	0.00 t	38.31 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t
		

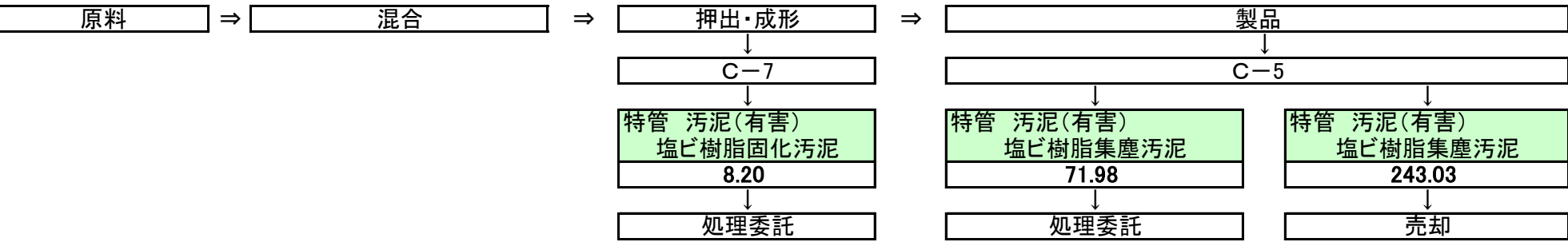
汚泥（有害）（K－１４）	強アルカリ（K－１５）	強酸（K－１６）	廃油（有害）（K－１７）
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.25 t	0.34 t	0.20 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

引火性廃油(有害) (K－2 0)	廃酸 (有害) (K－2 8)
2.49 t	0.00 t
2.49 t	0.00 t
2.49 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t

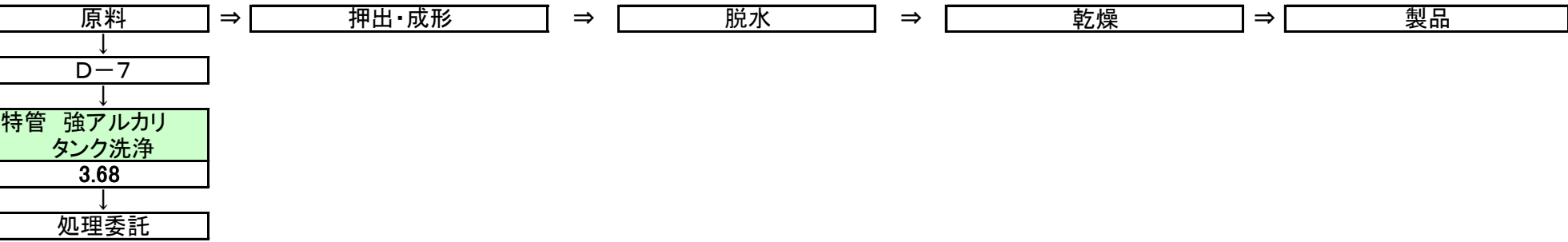
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

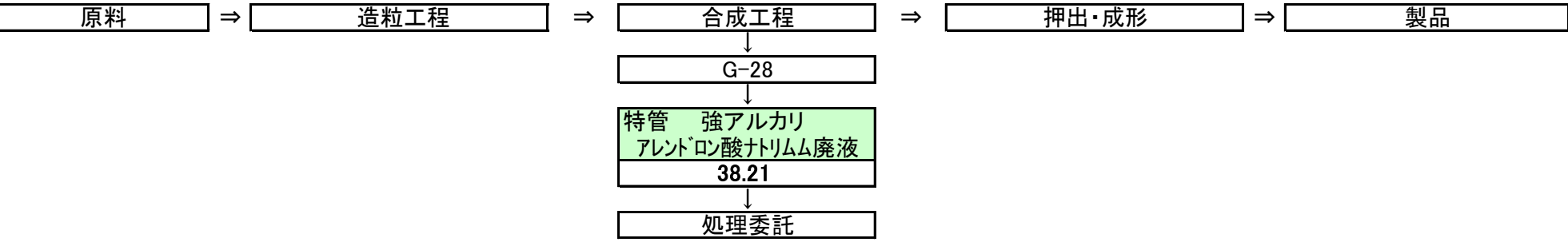
塩化ビニール樹脂製造工程(KVC)



発泡樹脂製造工程(EPE)



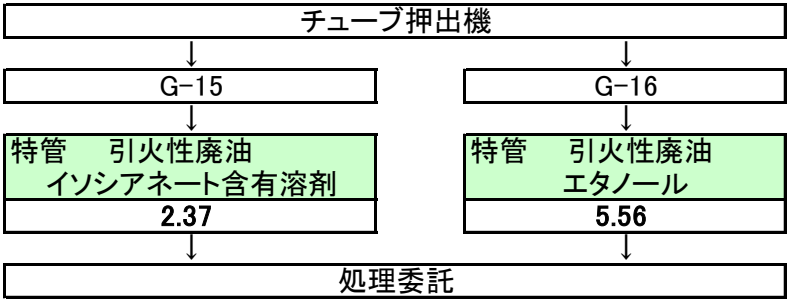
医療器具製造工程(LIX)



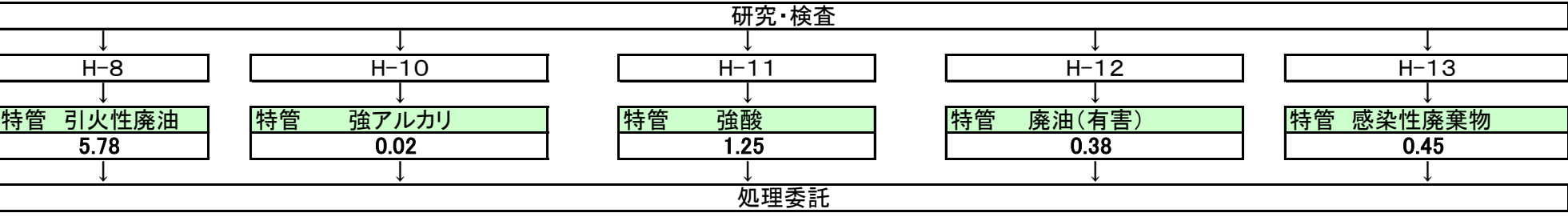
抗体医薬精製用吸着体製造工程(APR)



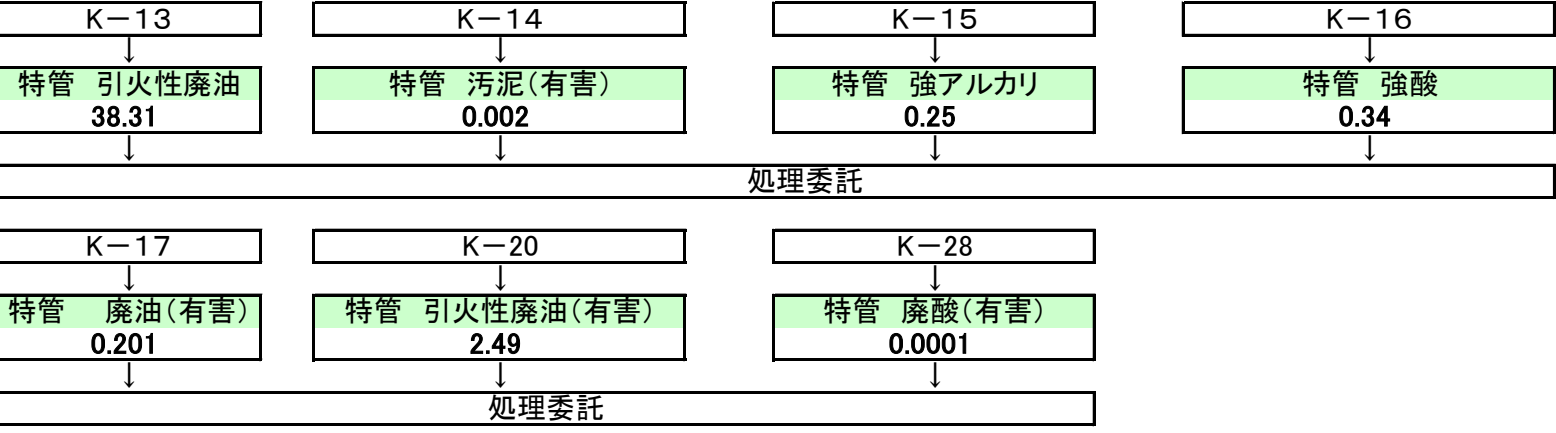
医療器具製造工程(TR)



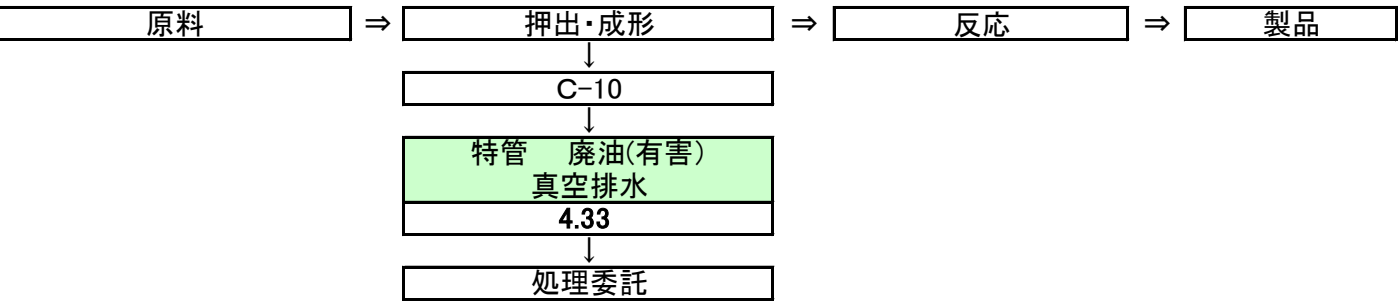
研究・検査工程



その他工程(工場共通)



PET樹脂製造工程(CAP)



廃棄物管理組織図

